

議案第 83 号

長与町都市公園条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町都市公園条例の一部を改正する条例

長与町都市公園条例（昭和60年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 有料公園施設の表天満宮公園の部中「公園グラウンド」を「公園グラウンド」に改める。

別表第23 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表天満宮公園の部中「公園グラウンド」を「公園グラウンド」に改める。

別表第24 有料公園施設を利用する場合の使用料の表を次のように改める。

都市公園名	有料公園施設名		区分	単位	金額
天満宮公園	公園グラウンド	グラウンド	町民	半面・1時間	540円
			町民以外		1,080円
		夜間照明	町民	半面・1時間	2,160円
			町民以外		4,320円
長与総合公園	運動公園広場	トラック	町民	全面・1時間	1,080円
			町民以外		2,160円
		フィールド	町民	全面・1時間	1,080円
			町民以外		2,160円
	芝生広場		町民	全面・1時間	540円
			町民以外		1,080円
	水泳プール		一般	1回	540円
				回数券1冊・11回分	5,400円
			高校生	1回	430円
				回数券1冊・11回分	4,300円
			小・中学生	1回	210円
				回数券1冊・11回分	2,100円
			幼児	1回	100円
				回数券1冊・11回分	1,000円
注					
1 幼児とは4歳以上の未就学児をいう。					
2 水泳プールの使用料（回数券による利用者を除く。）は、30人以上の団体については、10パーセント割引く。ただし、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。					
駐車場		町民	半面・1時間	1,080円	
		町民以外		2,160円	
ふれあい広場	グラウンド	町民	半面・1時間	540円	
		町民以外		1,080円	

	夜間照明	町民		2,160円
		町民以外		4,320円
		町民	イベントコート	1,080円
		町民以外	1時間	2,160円
野外ステージ	ステージ・広場	町民	全面・1時間	540円
		町民以外		1,080円
	電気施設	町民	1時間	100円
		町民以外		210円
ふれあい駐車場	町民	半面・1時間	810円	
	町民以外		1,620円	
相撲広場	町民	全面・1時間	540円	
	町民以外		1,080円	
テニス広場	コート	町民 (高校生まで)	平日 1コート・1時間	320円
			休日 1コート・1時間	320円
			照明・1時間	—
		町民以外 (高校生まで)	平日 1コート・1時間	430円
			休日 1コート・1時間	640円
			照明・1時間	—
		町民 (一般)	平日 1コート・1時間	430円
			休日 1コート・1時間	640円
			照明・1時間	540円
		町民以外 (一般)	平日 1コート・1時間	860円
			休日 1コート・1時間	1,290円
			照明・1時間	1,080円
壁打ちコート	町民 (高校生まで)	平日・1時間	100円	
		休日・1時間	160円	

			照明・1時間	—
	町民以外 (高校生まで)		平日・1時間	210円
			休日・1時間	320円
			照明・1時間	—
	町民 (一般)		平日・1時間	210円
			休日・1時間	320円
			照明・1時間	270円
	町民以外 (一般)		平日・1時間	430円
			休日・1時間	640円
			照明・1時間	540円

注

1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜及び日曜とする。

2 高校生以下のみでの照明使用時間帯の利用は不可とする。

長与町民体育館 (電灯使用料)	アリーナ	—	半面・1時間	370円
	会議室	町民	1時間	210円
		町民以外		320円
	トレーニング スペース	—	1面・1時間	50円
			全面・1時間	210円
全館	—	1時間	1,180円	
長与町民体育館 (施設使用料)	アリーナ	町民	半面・1時間	370円
		町民以外		750円
	会議室	町民	1時間	270円
		町民以外		540円
	トレーニング スペース	町民	1面・1時間	50円
			全面・1時間	210円
		町民以外	1面・1時間	100円
			全面・1時間	430円
	全館	町民	1時間	1,180円
		町民以外		2,370円
	トレーニング 室	町民 (一般・高校生)	1人1回・1時間	100円
			回数券1冊・11回分	1,000円
		町民以外 (一般・高校生)	1人1回・1時間	540円
回数券1冊・11回分			5,400円	
シャワー室	1人	1回	100円	
長与町民体育館	アリーナ	町民	全面・1時間	3,240円

	(冷暖房使用料)		町民以外		4,320円
		会議室	町民	1時間	210円
			町民以外		320円
中尾城公園	エアロステージ	ステージ・広場	町民	全面・1時間	540円
			町民以外		1,080円
		電気設備	町民	1時間	100円
			町民以外		210円
	モノレール	モノレール	—	1人1回(往復)	100円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。